



令和6年度 税制改正 (法人税関係)

令和6年度 税制改正（法人税関係）

I. 賃上げ促進税制の強化

- ① 5年間の繰越控除の新設
- ② くるみん・えるぼし（二段階目以上）認定による控除率上乘せ
- ③ 教育訓練費増による控除率上乘せ要件の緩和

II. 交際費から除外される飲食費に係る見直し

1. 賃上げ促進税制の強化

- 賃上げ促進税制とは？

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（取得税）から税額控除できる制度

（中小企業庁HPより）

※ 税額控除は、最終的に計算された税額から控除できるので、一般的には所得控除よりも節税効果が高い、とされています。

Ⅰ. 賃上げ促進税制の強化

① 5年間の繰越控除新設

これまでは税額控除額が法人税発生額を上回っていた場合、控除額残額を翌年以降に繰り越すことができなかった

→中小企業に限り、**5年間繰り越すことが可能**に！

(ただし、控除する年度においては、
全雇用者の給与総額が前年度と比較して増加していることが要件)

※ 繰越控除を受けるためには、
繰越控除額が発生した年度の申告で明細書の提出が必要です。

1. 賃上げ促進税制の強化

② くるみん・えるぼし（二段階目以上）認定による控除率上乘せ

くるみん… 仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件、環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定

えるぼし… 女性の活躍推進に関する状況や取り組みが優良な企業に対する厚生労働大臣の認定（二段階目以上）

→どちらかの認定を受けられれば、
控除率が5%上乘せできるように！

I. 賃上げ促進税制の強化

③ 教育訓練費増による控除率上乘せ要件の緩和

これまでは教育訓練費が前期比10%以上増加していなければ、控除率上乘せ（+10%）を適用できなかった

→ **5%以上**増加で控除率上乘せ（+10%）が適用できるように！
（ただし、適用する期の教育訓練費が給与総額の0.05%以上）

II. 交際費から除外される飲食費に関する見直し

- 交際費等は原則、損金不算入

ただし、飲食費のうち1人あたり5,000円以下のものについては、交際費等から除外され、全額損金参入可能

→ 1人あたり10,000円以下の飲食費に、対象が拡大！

※中小企業においては、交際費等のうち合計800万円までは、損金算入できる特例があるため、あまり使われることはありません。

ご清聴ありがとうございました



税理士法人
堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー
ユアズブレン